

J R 東海労申第 3 1 号
2 0 1 7 年 4 月 5 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

「制服刷新に伴う夏季制服の洗濯」に関する申し入れ

会社は、会社発足 30 周年に伴う取り組みとして、今年 6 月 1 日より乗務員、駅員の夏季制服の上着をなくす等、「制服の刷新」を予定している。具体的には、「白地の織り柄ストライプのシャツ」と「ベスト」を新設使用としている。

これまで乗務員の白地の夏季制服の洗濯について、洗濯回数が制限されたり、洗濯の仕上がり時期に問題があった。今回の制服刷新にあたり、白地のシャツの着用となるが、白地のシャツは汚れやすく、そして汚れが目立つこととなる。仕事で汗をかいた汚れたシャツやしわが目立つ制服では、会社がいう「信頼感のある洗練されたサービスを提供する姿勢」が保たれない。又、仮に社員が自己負担で洗濯をするために持ち帰ることになると、制服を管理する上で問題がある。従って夏服の制服の洗濯については、会社が全て負担し、責任を持って管理するよう下記の通り申し入れるので、早急に誠意ある回答を行うこと。

記

1. 夏季制服の洗濯は、全て会社が負担とすること。
2. 洗濯については、回数の制限をしないこと。
3. 洗濯の仕上がり時期については、素早い仕上がりを施すようにすること。
4. 洗濯の仕上がりは、アイロンをかけた仕上がりとする。
5. 夏季制服については、貸与枚数を 6 着から 8 着に増やすこと。
6. これまで駅の社員は、夏季制服の洗濯を自己負担で持ち帰らせて行わせて

いたが、制服の管理上問題があると考え。会社の見解を明らかにすること。

7. 夏季制服の洗濯について会社が責任を負わない場合は、各職場の休養室内浴室スペースに洗濯機・乾燥機を増配備すること。

以 上